

サービス管理責任者・児童発達支援責任者について

令和7年10月 集団指導 長崎県障害福祉課

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて(令和元年度)

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修**、**実践研修**、**更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※ 平成31年度(令和元年度)から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末(令和5年度末)までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

現行

サービス管理責任者
実務要件
児童発達支援管理
責任者実務要件

相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講(11.5h)
サービス管理責任者等研修共通
講義及び分野別演習を受講(19h)

サービス管理責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

改定後

【一部緩和】
サービス管理責任者
実務要件
児童発達支援管理
責任者実務要件

【改定】基礎研修
相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講(11h)
サービス管理責任者等研修(統一)
研修講義・演習を受講(15h)

【新規創設】
サービス
管理責任者等
実践研修
(14.5 h)

サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

【新規創設】
サービス
管理責任者等
更新研修
(6h程度)
※5年毎に受講

(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している



【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)

出典: 令和7年度サービス管理責任者等指導者養成研修会 研修資料

サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。
障害者総合支援法【サービス管理責任者】（平成31年度告示第109号）
児童福祉法【児童発達支援管理責任者】（平成31年度告示第110号）

【1】実務経験要件（配置に関する）

- ・ 条件により年限が異なる。（次スライド：詳細は告示を参照。）
①法、②保有する資格及び③従事経験の業務内容による。

【2】研修修了要件

- 1) 取得：基礎研修、実践研修を修了
 - 2) 維持：実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了
- * 研修受講においても実務経験要件あり。

* 研修の受講に関する実務経験要件

- 1) 基礎研修：サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。
- 2) 実践研修：基礎研修修了後2年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるための一定の実務経験。
- 3) 更新研修：①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験、又は②現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者(※1)として従事するための実務経験要件

※サービス管理責任者の配置にあたっては、実務経験要件の他に、研修受講要件も必要です。詳細は研修受講要件をご確認ください。

※下表の下線部は、別添「用語注釈」をご参照ください。

業務の範囲		業 務 内 容	実務経験年数 ※2		
			国家 資格 ※3	有資 格 ※4	左記 以外
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一)相談支援の業務	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援の業務に従事する者	3 年 以 上 か つ 国 家 資 格 等 に よ る 業 務 3 年 以 上	5 年 以 上	
	日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	b 児童相談所、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む			
		c 障害者支援施設、障害児入所支援施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設において相談支援の業務に従事する者			
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校等において相談支援の業務に従事する者			
		f 病院・診療所において相談支援の業務に従事する者で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者			
	[告示544号一イ(1)(一)a～f]	(1) 社会福祉主事任用資格を有する者			
		(2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上に相当する研修を修了した者			
		(3) 国家資格を有するもの ※3			
		(4) 上記aからeまでに掲げる業務に従事した期間が1年以上である者			
	(二)直接支援の業務	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものにおいて直接支援の業務に従事する者	※5	5 年 以 上	8 年 以 上
	入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 [告示544号一イ(1)(二)a～e]	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業において直接支援の業務に従事する者			
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所において直接支援の業務に従事する者			
		d 障害者雇用事業所において直接支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校等において直接支援の業務に従事する者			

※1～※5は次ページに記載

- ※1 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助の提供に係る管理を行うサービス管理責任者
- ※2 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上あり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。(H18.6.23 厚生労働省事務連絡)
- ※3 国家資格者は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士のことをいう。
- ※4 有資格者は、上記(二)の直接支援の業務に従事する者で、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者(資格取得以前の直接支援業務も年数に含めて可)
- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者
 - (2) 保育士
 - (3) 児童指導員任用資格者
 - (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者
- ※5 国家資格の期間と相談支援の業務及び直接支援の業務の期間が同時期でも可(H18.6.23 厚生労働省事務連絡)

児童発達支援管理責任者(※1)として従事するための実務経験要件

※児童発達支援管理責任者の配置にあたっては、実務経験要件の他に、研修受講要件も必要です。詳細は研修受講要件をご確認ください。
※下表の下線部は、別添「用語注釈」をご参照ください。

業務の範囲		業 務 内 容	実務経験年数 ※2		
			国家 資格 ※3	有資 格 ※4	左記 以外
障害者または障害児の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(イ)相談支援の業務	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援の業務に従事する者	3 年 以 上 か つ 国 家 資 格 等 に よ る 業 務	5 年 以 上	5 年 以 上
	日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 [告示230号一イ(1)～(6)]	(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む			
		(3) 障害者支援施設、障害児入所支援施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設において相談支援の業務に従事する者			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		(5) 学校等において相談支援の業務に従事する者			
		(6) 医療機関(病院・診療所)において相談支援の業務に従事する者で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者			
		1) 社会福祉主事任用資格を有する者			
		2) 上記(1)から(5)までに掲げる業務に従事した期間が1年以上である者			
		3) 国家資格を有するもの ※3			
		4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上に相当する研修を修了した者			
	(ロ)直接支援の業務	(1) 障害者支援施設、障害児入所支援施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものにおいて直接支援の業務に従事する者	※5	5 年 以 上	8 年 以 上
	入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 [告示230号一口(1)～(5)]	(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、老人居宅介護等事業等において直接支援の業務に従事する者			
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所において直接支援の業務に従事する者			
		(4) 障害者雇用事業所において直接支援の業務に従事する者			
		(5) 学校等において直接支援の業務に従事する者			

※1～※5は次ページに記載

※1 障害児通所支援及び障害者入所支援の提供に係る管理を行う児童発達支援管理責任者

※2 ・相談支援の業務及び直接支援の業務においては、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上必要

・1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上あり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。(H18.6.23 厚生労働省事務連絡)

※3 国家資格者は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士のことをいう。

※4 有資格者は、上記(二)の直接支援の業務に従事する者で、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者(資格取得以前の直接支援業務も年数に含めて可)

(1) 社会福祉主事任用資格を有する者

(2) 保育士

(3) 児童指導員任用資格者

(4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上に相当する研修を修了した者

※5 国家資格の期間と相談支援の業務及び直接支援の業務の期間が同時期でも可(H18.6.23 厚生労働省事務連絡)

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

① 現行研修受講済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系)受講

H31(2019).4～(新体系移行)

施行後5年間(令和5年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※5年毎に受講

② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※令和元年度～令和3年度の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

入職

＜実務経験＞
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修受講後に実務要件を
満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

入職

＜受講対象＞
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④**(OJT)については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件⑥**（相談支援業務又は直接支援業務 3～8 年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

実務経験要件

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験④ (OJT) (相談支援業務又は直接支援業務)
(2 年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

新 配置要件（例外）

要件① 基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
(3～8 年) を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件② 実務経験④ (OJT)
(個別支援計画作成)
(6 月以上) 【新規】

実践研修
(14.5h)
修了

要件③

個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

(具体的な業務内容)

利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

サービス管理
責任者等として
配置可
(5 年毎に要
更新)

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
(ただしOJT期間は2年以上必要)

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時時点で既にある

いいえ

OJT期間は2年以上必要
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている(又は予定)

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能！

サービス管理責任者等実践研修受講に係る届出について

【指定権者への届出】

長崎県から指定を受けた事業所でOJTを積む場合は、下記の資料をご提出ください。

- ①**実務経験に係る届出書**（サービス管理責任者等実践研修 実務経験6か月短縮用）
- ②実務経験証明書（基礎研修修了時点で配置要件を満たすことが確認できるもの）
- ③国家資格者または有資格者として配置要件を満たす場合、資格証の写し
- ④サービス管理責任者等基礎研修修了証の写し
- ⑤相談支援従事者初任者研修修了証の写し
- ⑥従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ⑦返信用封筒（110円切手を同封）

実務経験に係る届出書は、審査後受付印を押印し返信します。

受付印を押印した届出書については、**実践研修の受講要件を満たすことを証明するものとなります**ので、適切に保管してください。

【提出期限】

原則、OJT開始前に届け出ていただくことが必要。

実務経験に係る届出書
(サービス管理責任者等実践研修 実務経験6か月短縮用)

年 月 日

指定権者 様

受付印

法人所在地
法人名称
代表者氏名
電話番号
担当者

印

下記の者の個別支援計画作成等業務に係る実務経験について以下のとおり届け出ます。

フリガナ			生年月日
氏 名			年 月 日
施設又は事業所名			サービスの種類
			事業所番号
サービス管理責任者等の配置状況 (A) ※該当箇所に○	(A) が①又は②の場合、(B) の①～③の全ての業務に従事している必要があります。 実施回数は(B) の①～③の全てを行って、「1回」とカウントすることができます。		
	①	サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事している。	
	②	サービス管理責任者等を2名以上配置する必要のある事業所において、2人目以降のサービス管理責任者等として従事している。	
	(A) が③又は④の場合、(B) の①～⑤の全ての業務に従事している必要があります。 実施回数は(B) の①～⑤の全てを行って、「1回」とカウントすることができます。		
	③	やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事している。※みなし配置は別途指定権者への届出が必要です。	
個別支援計画作成の業務内容 (B) ※該当箇所に○ ※複数選択可	④	令和3年度末までに基礎研修修了者となっており、サービス管理責任者等とみなして従事している。	
	①	利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。	
	②	アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。	
	③	個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等からの意見を求める。（サービス管理責任者等のもとで業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画する。）	
	④	上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。	
サビ管基礎研修修了日 (C)	⑤	定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。	
	受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（3～8年）を満たしている必要があります。		
相談支援従事者初任者研修修了日 (D)		年 月 日	
業務期間		年 月 日	
業務期間		(C) と (D) を比較しいずれか遅い日から、実践研修開始日までの間に、個別支援計画作成の業務を行う期間を記入してください。6か月未満の方は実践研修を受講することはできません。	
		年 月 日 ～ 年 月 日 (年 か月勤務)	
個別支援計画の作成の一連の業務の実施回数		少なくとも概ね計10回以上行う必要があります。	
		回	
※この様式は、実践研修受講申込の約2週間前までに、指定権者へ提出してください。審査後受付印を押印したものを返送します。本証明書は、指定研修事業者が受講要件を確認する際の証明になりますので適切に保管してください。			

※この様式は、サービス管理責任者等実践研修の受講要件である基礎研修修了後の実務経験「2年以上」を「6か月以上」に短縮する方が県に届け出る書類です。(1)～(3)全てを満たす方はサービス管理責任者等基礎研修修了後の実務経験が6か月以上でサービス管理責任者等実践研修を受講することができます。

- (1) 基礎研修受講開始日に既にサービス管理責任者等の配置に関する実務経験要件を満たしていること。
- (2) 個別支援計画作成の業務に従事していること。
- (3) 本様式で個別支援計画作成の業務に従事していることについて県に届け出ること。

【添付資料】

- ・実務経験証明書（基礎研修修了時点で配置要件を満たすことが確認できるもの）
- ・国家資格者または有資格者として配置要件を満たす場合、資格証の写し
- ・サービス管理責任者等基礎研修修了証の写し
- ・相談支援従事者初任者研修修了証の写し
- ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・返信用封筒（110円切手を同封）

【留意事項】

本届出書記載内容に相違がないことを確認するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管し、担当部局から求めがあった場合には、速やかに確認資料等を提出してください。本届出書へ虚偽記載等の不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消の可能性あります。

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

② やむを得ない事由による措置について

- ・ **やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**2年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。

要件①

実務経験要件

実務経験

相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

※サービス管理責任者等の配置要件である研修が未修了でも、左記実務経験があればみなし配置可

新

研修修了要件

基礎研修（26h）を修了

サービス管理責任者等欠如
以前に修了済み **要件②**

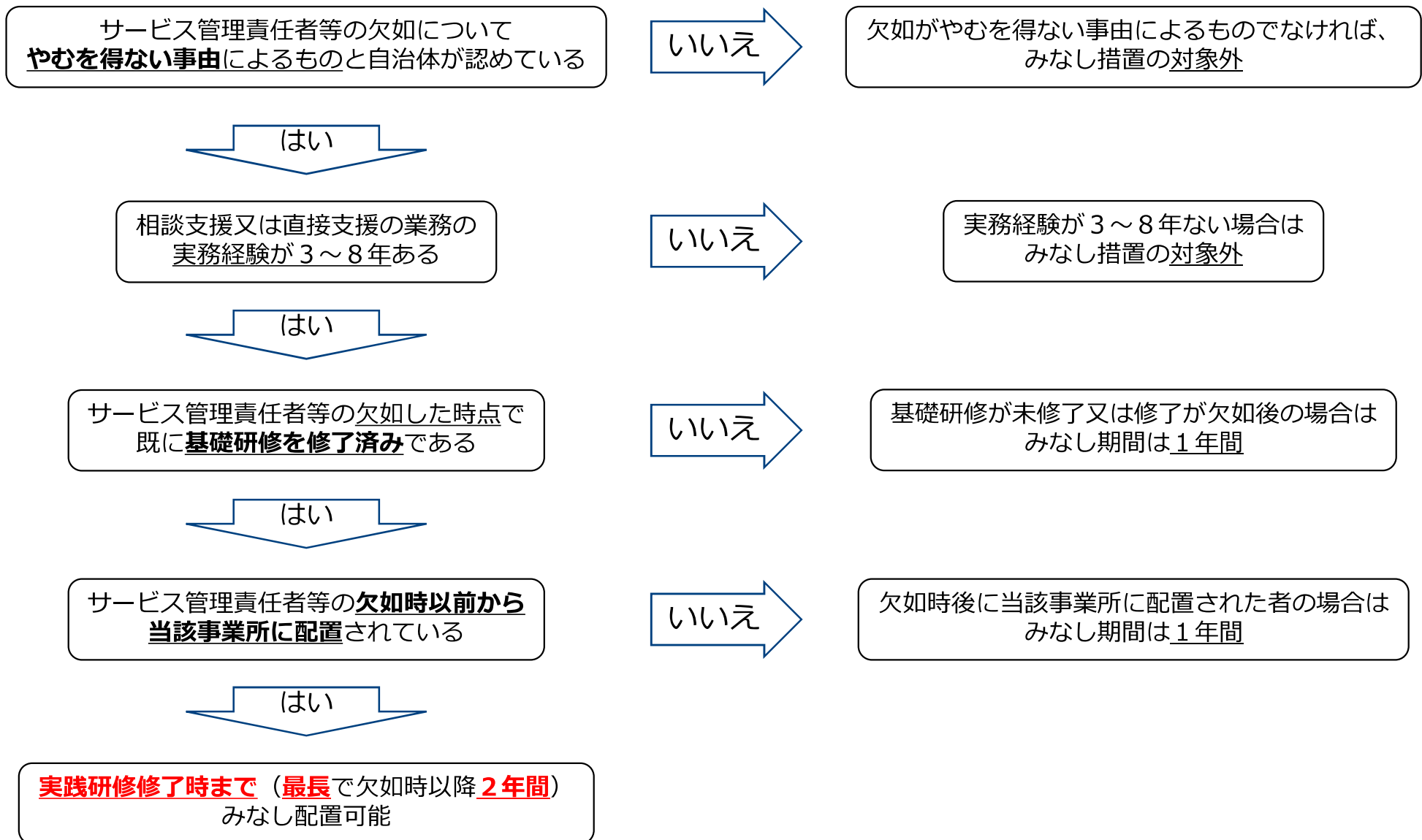
やむを得ない事由による人員の欠如時以降、
1年間サービス管理責任者等とみなして従事可能
（現行どおり）

サービス管理責任者等が欠如する以前から
当該事業所に配置されている者 **要件③**

実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間）
サービス管理責任者等とみなして従事可能 **【新規】**

期間経過後、継続して
サービス管理責任者等と
して配置するには、配置
要件における研修修了要
件（実践研修まで修了）
を満たす必要あり

※上記のとおり、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所において、一定の要件を満たす者をサービス管理責任者としてみなし配置が可能であるが、あくまで「みなし配置」であることに留意。



県指定障害福祉サービス事業所等運営法人 代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

やむを得ない事由によりサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が
欠如した場合の取扱いについて

日頃から、本県障害福祉施策の推進にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）」については、本年 6 月 30 日に改正、同日適用されたところです。

当該改正により、やむを得ない事由によりサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）が欠けた事業所について、欠いた日から 1 年間、実務経験（3～8 年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であったところ、これに加えて、当該者が一定の要件を充足した場合については、実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から 2 年間）サービス管理責任者等とみなして配置可能となりましたが、その要件及び手続方法について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. やむを得ない事由

下記のような事業所の責に帰さない事由により欠如した場合（1）であって、かつ、後任のサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合（2）に、やむを得ない事由として適用します。

なお、サービス管理責任者等の欠如が生じないための取組に努め、それでもなお欠如となる場合に限り、やむを得ない事由として認めることとします。

（1） 事業所の責に帰さない事由により欠如した場合

- ・ サービス管理責任者等が死亡、失踪した場合
- ・ サービス管理責任者等が病気や怪我などにより急遽休職・退職した場合
- ・ その他欠如を事前に予期できなかった場合

（2） 後任のサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合

- ・ 法人内の異動によっても配置が困難な場合、かつ、求人等で募集しても採用に至らない場合

※法人の人事異動や定年退職など事前に事業所（法人）が把握して対応が可能であったものについては、サービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合には認められません。

2. サービス管理責任者等とみなして配置できる従業者

下記の（１）又は（２）の要件を満たす者

要件	配置可能期間
（１）実務経験要件（３～８年）を満たしている者	欠如した日から１年間
（２）以下の３点をすべて満たす者 ①実務経験要件（３～８年）を満たしていること ②欠如となった日以前に、既に相談支援従事者初任者研修（講義部分）及びサビ管等基礎研修を修了済であること ③欠如となった日以前から、当該事業所の従業者として配置されていること	欠如した日から実践研修を修了するまでの間 （最長で欠如した日から２年間）

3. 県への協議及び届出について

（１） 手続きの流れ

- ① 欠如が発生することが判明した場合、速やかに県障害福祉課へ連絡すること。その際、みなし配置予定者の要件を確認し、速やかに求人を出すこと。
- ② 求人から１か月経過後、（２）の必要書類を郵送にて県障害福祉課へ提出し協議すること。
※適正な協議書を受領してから１０日以内（土曜・日曜・祝日を除く。）に、県障害福祉課から配置の可否を回答します。
- ③ 県障害福祉課からの回答後、１０日以内に変更届出書を提出すること。
※適正な変更届を受理してから、県障害福祉課から受理通知を送付します。
- ④ 求人の状況、サービス管理責任者等関係研修の受講状況、みなし配置期間経過後の対応等について随時報告すること。

（２） 必要書類

- ・ 協議書（サービス管理責任者等の欠如に伴うみなし配置について）
 - ・ 退職（休職）等の事実がわかる書類
 - ・ 求人票の写し
 - ・ みなし配置予定者の実務経験証明書（※）、国家資格者または有資格者として配置要件を満たす場合資格証の写し、研修修了証の写し
 - ・ 直近の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧
- ※配置に係る実務経験を満たしていることや欠如となった日から当該事業所の従業者であることがわかる実務経験証明書を提出してください。

（３） その他

要件等の詳細につきましては、令和５年３月３１日付厚生労働省事務連絡「サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するＱ＆Ａについて」をご確認ください。

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
長崎県障害福祉課
TEL:095-895-2455

協議書（サービス管理責任者の欠如に伴うみなし配置について）

年 月 日

長崎県知事 様

法人所在地

法人名称

代表者氏名

電話番号

担当者

当法人において、やむを得ない事由によりサービス管理責任者を欠いた事業所について、実務経験等を有する者をみなし配置したいので協議します。

1. 事業所の概要

事業所名	
事業所番号	サービス種別

2. 退職（休職）する職員の情報

職種			
氏名		生年月日	年 月 日
退職（休職）予告日	年 月 日		
退職（休職）日 ・サビ管欠如日	年 月 日		
理由			

3. 欠如までの経緯・判明後の対応

法人内異動の検討状況 ※該当箇所に○	法人内の人事異動を検討したが、当該事業所に配置できるサビ管がない。
	法人内で指定を受けている事業所は1箇所のみであり、他にサビ管がない。
求人開始日	求人は協議の日までに1か月以上行っている必要があります。
	年 月 日
応募状況	
今後の対応等	

4. みなし配置予定の従業者

みなし配置予定期間	最長1年	配置予定日	年 月 日
氏名		生年月日	年 月 日
実務経験	相談支援又は直接支援の実務経験が3～8年あること。		
	直接支援業務に8年以上従事		
現在の配置状況	みなし配置予定期間が2年の場合、欠如日以前から当該事業所に勤務していること。		
	勤務している事業所名		
	当該事業所での勤務開始日	年 月 日	
サビ管基礎研修	みなし配置予定期間が2年の場合、欠如した時点で修了していること。		
	年 月 日	修了	・ 受講予定
相談支援従事者初任者研修講義部分	みなし配置予定期間が2年の場合、欠如した時点で修了していること。		
	年 月 日	修了	・ 受講予定

5. 提出書類 添付して☑してください。

- ☐退職（休職）の事実がわかる書類、☐求人票の写し
☐実務経験証明書、☐資格証の写し（国家資格者または有資格者）、☐研修修了証の写し、
☐直近の勤務体制一覧表、☐返信用封筒（110円切手を同封）

以下、長崎県記入欄（適正な協議書を受理してから10日以内（土日祝除く。）に下記により回答します。）

・ 回答日：

・ サビ管欠如に伴うサビ管みなし配置を、 認める ・ 認めない

・ みなし配置の期間は欠如した日から、 1年間・最長2年間（実践研修修了まで）

・ 配置期間： 年 月 日（回答日） から 年 月 日

県からの回答を受けた日から、10日以内に配置に係る変更届出書を提出すること。

令和7年度相談支援従事者・サービス管理責任者等研修

【サービス管理責任者等】

- ①相談支援従事者初任者研修（講義部分） ※今年度終了

実施日：令和7年8月27～28日

- ②サービス管理責任者等【基礎】研修 ※今年度終了

実施日：（講義）令和7年7月3日（演習）①4日②23日③24日

- ③サービス管理責任者等【実践】研修

実施日：①令和7年8月21～23日

②令和8年1月22～23日

③令和8年1月29～30日

} 11月下旬募集開始予定

- ④サービス管理責任者等【更新】研修

実施日：①令和7年11月6～7日

②令和7年11月13～14日

} ※申込は締切ました。

事 務 連 絡
令和5年3月31日

各 { 都道府県
市町村 } 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ & Aについて

日頃より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年2月28日付けで発出した事務連絡「サービス管理責任者等研修制度の取扱い等について」においてお示しした内容に関しまして、今般具体的な運用等の詳細について、現時点において考えられる内容について、別添のとおりお示しいたしますので、各都道府県・市町村におかれてはご了承くださいようお願いします。

なお、現在サービス管理責任者等研修制度に関する告示の改正作業中であること等から、別添の内容については今後変更となる可能性がありますので、ご注意ください申し上げますようお願い申し上げます。

令和5年度におけるサービス管理責任者等研修制度の変更に関するQ & A

1. 実務経験（OJT）について

（OJT 期間が「6 月以上」とすることができる要件について）

問1 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）について、「6 月以上」とすることができる対象者については、具体的にどのような者であるか。

（答） 以下のいずれの要件も満たす者である。

① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしていること。

② 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）として、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。

具体的には、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等に従業者として配置を届け出ている者について、以下のいずれかの場合が該当する。

㊦ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画（モニタリング含む）※）に従事する場合。

㊧ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務（利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、個別支援計画の作成に係る会議の開催、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、個別支援計画を交付（モニタリング含む）※）に従事する場合。

㊨ 令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務（上記㊧と同様）に従事する場合。

※ 具体的な業務内容については問4参照。なお、実践研修の受講要件である基礎研修修了後の実務経験については、OJT として行う趣旨で設けていることを踏まえ、（必要に応じて他の事業所等に協力を求めるなどして）サービス管理責任者等による助言・指導を受けた上で行われることが望ましい。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

<問 1：要件①に関して>

(基礎研修修了後に実務経験者となった場合について)

問 2 基礎研修については、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件として規定されている年数に2年満たない時点から受講できるが、基礎研修修了後にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たした場合、それ以降は、2年間の実務経験（OJT）ではなく、個別支援計画の作成の業務の6か月の実務経験（OJT）を満たして実践研修を受講することが可能か。

(答) できない。個別支援計画の作成の業務の6か月の実務経験（OJT）については、基礎研修受講開始時に実務経験者である者が対象となり、基礎研修受講開始時に実務経験者でない者は、実践研修の受講には相談支援業務又は直接支援業務の2年間の実務経験（OJT）が必要である。

(「基礎研修受講開始時」について)

問 3 「基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている」とあるが、これは「相談支援従事者初任者研修講義部分」受講時においても既に当該実務経験要件を満たしている必要があるか。

(答) 「サービス管理責任者等基礎研修」の受講開始時において既に実務経験要件を満たしていればよく、「相談支援従事者初任者研修講義部分」の受講開始時と実務経験要件を満たした時点の先後は問わない。

もっとも、実践研修の受講要件である実務経験（OJT）については、「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了し、修了証の交付を受けた時点から起算可能となる。

<問 1：要件②に関して>

(OJT の業務の具体的内容について)

問 4 「個別支援計画作成の業務に従事する」とあるが、具体的に対象となる業務はどのようなものか。

(答) 個別支援計画の作成の業務とは、以下の業務をいう。

- ① 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。(基準省令第 58 条第 2～3 項等 参照)
 - ② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。(基準省令第 58 条第 4 項等 参照)
 - ③ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。(基準省令第 58 条第 5 項等、解釈通知第四の 3 (7) ②ア等 参照)
- ※ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。
- ④ 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。(基準省令第 58 条第 6 項等、解釈通知第四の 3 (7) ②イ、ウ等 参照)
 - ⑤ 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行い、少なくとも 6 月に 1 回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。(基準省令第 58 条第 8 項等、解釈通知第四の 3 (7) ②エ等 参照)

(OJT の業務の頻度等について)

問 5 「個別支援計画の作成の業務」については、どれくらいの回数を行って必要があるか。期間の算定についてはどのように行うべきか。

(答) この実務経験 (OJT) は、サービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十分な実施を担保する観点から、少なくとも概ね計 10 回以上行うことを基本とする。

(なお、個別支援計画の見直しについては、少なくとも 6 月に 1 回以上行うことが指定基準上定められている)

また、実務経験 (OJT) に係る期間 (勤務日数) の算定にあたっては、厳密に「個別支援計画の作成の業務」を行った日のみを算入するのではなく、サービス管理責任者等の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等において従事した期間をもって算定して差しつかえない。

(基礎研修修了者が OJT として個別支援計画の原案の作成を行う場合の人員配置の取扱いについて)

問6 サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者に個別支援計画の原案の作成までの業務を担わせる場合、当該基礎研修修了者の人員配置上の取扱いはどのようなになるか。例えば、生活支援員として配置したまま当該業務を担わせることが可能か。

(答) それぞれ以下のとおりである。

- ① 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を満たすため(※)にサービス管理責任者等として配置する場合
利用者に対するサービス提供に支障がない場合に限り、生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であるが、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入できないことに留意が必要である。

※ サービス管理責任者等を2人以上配置する必要がある事業所(利用者数が61人以上(共同生活援助及び自立生活援助は31人以上))において、サービス管理責任者等が1人配置されている場合、残りの人員は基礎研修修了者を配置することで基準を満たしているものとみなされる。

- ② 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を超えて配置する場合

生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であり、かつ、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入して差しつかえない。

<問 1：要件②及び③に関して>

(実務経験 (OJT) の確認方法等について)

問 7 実践研修の受講にあたって必要となる実務経験 (OJT) の確認及び「個別支援計画作成の業務」に従事する旨の届出について、どのように行えばよいか。

(答) 実務経験 (OJT) の確認については、実務経験証明書等により確認することが考えられるが、「個別支援計画作成の業務」については、同業務に従事していることが当該実務経験証明書等に合わせて記載されているもので確認することを想定している。

また、「個別支援計画作成の業務」に従事する旨の届出については、実践研修受講開始時までの間に、人員体制届出等において該当する者が個別支援計画 (原案を含む) の作成の業務に従事する旨を明示する必要があるものとする。(※)

※ 実践研修受講開始時までの間であれば時期は問わないが、届出に係る事務負担の軽減の観点から、人員体制届出の際にあわせて行うことが考えられる。

具体的には、基礎研修修了者として配置され、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を担う場合は、備考欄等にその旨を記載することを要するものとする。

当該届出内容の確認については、研修受講者が研修の実施主体に対し、当該届出の写し等を提出すること等により行うことが考えられる。

なお、実務経験 (OJT) について、「個別支援計画作成の業務」に6月以上従事することで満たす意向の者については、問 1 における要件①のとおり、基礎研修受講開始日において実務経験者である必要があることから、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験年数 (3～8年) を満たすに至った時期が基礎研修受講開始日以前かについても合わせて確認が必要である。

2. やむを得ない事由による措置について

(やむを得ない事由によるみなし配置期間が拡大される要件について)

問8 本改正により、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等としてみなして配置される者について、一定の要件を満たした場合、実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間）みなし配置が可能となるが、具体的な要件は何か。

(答) 以下のいずれの要件も満たす者であることが必要である。

- ① 実務経験要件（相談支援業務または直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修修了者（※）となっている。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前から引き続き当該事業所に配置されている。

※ 「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了している必要がある。

<問8：要件②に関して>

(みなし配置期間中に基礎研修修了者となった場合について)

問9 やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いた事業所等において、基礎研修修了者でない実務経験者をサービス管理責任者等としてみなして配置したが、その後、みなし期間中に当該者が基礎研修修了者となった場合、みなし配置期間は2年間となるか。

(答) ならない。サービス管理責任者等としてみなして配置した者が、そのみなし配置期間中に基礎研修修了者となった場合は、元々のみなし期間の起算点から1年間のみみなして配置可能である。

(やむを得ない事由について)

問10 やむを得ない事由については、どういう場合が該当するのか。

(答) サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合である。なお、当該判断については、指定権者である自治体が個別の状況を踏まえて適切に判断すること。

3. 本改正施行前に係る取扱いについて

(本改正施行前における実務経験 (OJT) の算入可否について)

問 11 本改正施行前において、例えば令和4年9月に実務経験者となった上で、同年10月に基礎研修修了者となり、その後同月から6ヶ月間「個別支援計画の作成の業務」に従事していたが、その場合、本改正施行日以降直ちに実践研修を受講することが可能か。

(答) 本改正施行前の従事であっても、実務経験者となり、その後基礎研修修了者となった後の期間であれば、実務経験 (OJT) の期間に算入して差しつかえないため、設問の場合については可能である。

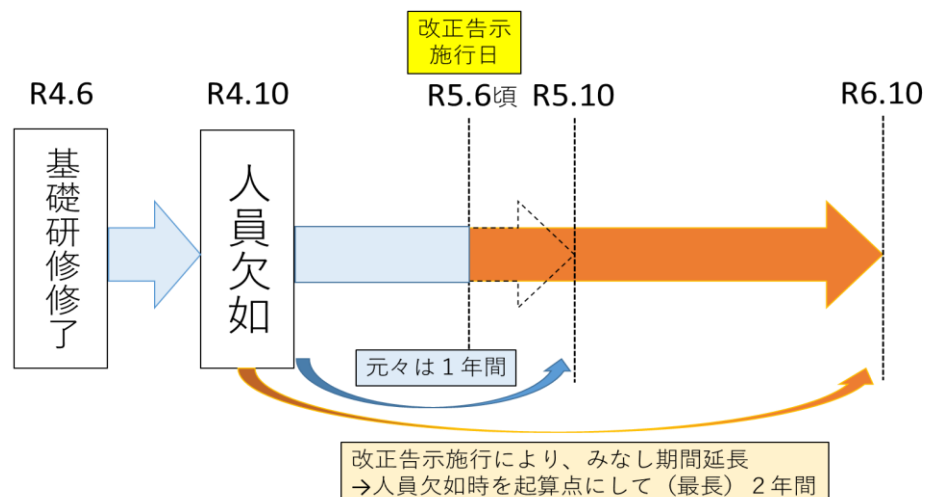
(本改正施行前よりみなし配置されていた場合について)

問 12 本改正施行前よりやむを得ない事由によりサービス管理責任者等としてみなして配置されている者であって、本改正施行日において問8における要件をいずれも満たしている場合については、本改正施行により、みなし配置期間が実践研修を修了するまでの間 (最長でサービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間) となるか。

(答) 本改正施行日において問8における要件をいずれも満たしている場合は、施行日以降、実践研修を修了するまでの間 (サービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間に限る。) みなし配置可能である。

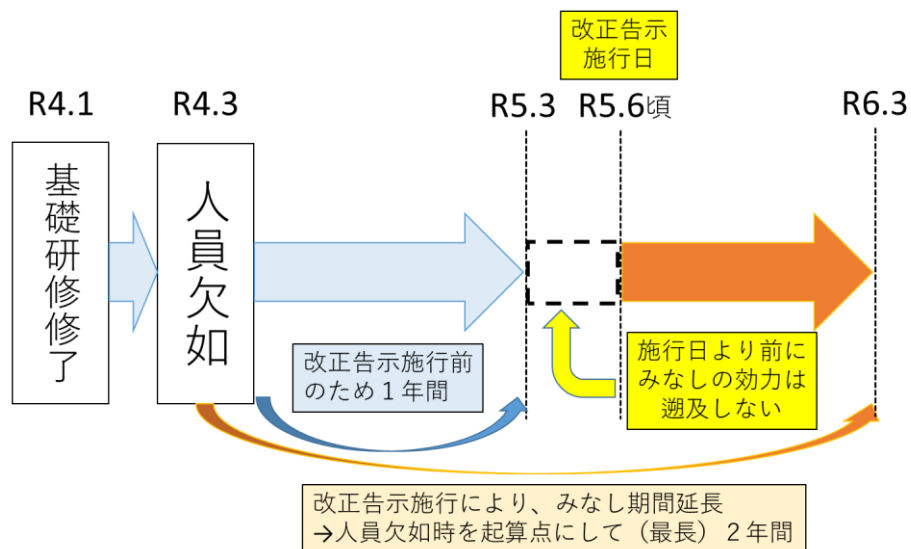
具体的には以下のとおり。

(例①) 令和4年 6月 基礎研修 (相談支援従事者初任者研修講義部分含む) 修了
 令和4年 10月 サービス管理責任者等欠如
 みなし配置開始 (令和5年9月まで可)
 令和5年 6月頃 改正告示施行
 →みなしサービス管理責任者等について、
 実践研修修了時 (最長で令和6年9月)
 までみなし配置期間継続



(例②) 令和4年 1月	基礎研修（相談支援従事者初任者研修講義部分含む）修了
令和4年 3月	サービス管理責任者等欠如 みなし配置開始（令和5年2月まで可）
令和5年 3月	みなし配置期間終了 サービス管理責任者等欠如
令和5年 5月	人員欠如減算（サービス管理責任者等）算定開始
令和5年 6月頃	改正告示施行 →令和5年2月までみなしサービス管理責任者等であった者について、令和5年7月以降、実践研修修了時（最長で令和6年2月）までみなし配置期間再開
令和5年 7月	人員欠如減算（サービス管理責任者等）算定終了

※人員欠如減算の算定開始、終了月については、届出時期等によって変動しうることに注意。



同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正について

対応（案）

- 同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう要件を改正する（通知改正）。

（改正内容）

- ・ サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する（※1）。

①同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（※2）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者

②同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

（※1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を改正

（※2）現行カリキュラムの養成研修修了者を含む

同行援護のサービス提供責任者の要件

現 行

介護福祉士、実務者研修修了者

居宅介護職員初任者研修課程修了者 +
実務経験3年



同行援護従業者
養成研修（一般
+ 応用課程）



改正後（令和7年4月より実施）

介護福祉士、実務者研修修了者

居宅介護職員初任者研修課程修了者 +
実務経験3年



同行援護従業者
養成研修（一般
+ 応用課程）

同行援護従業者養成研修（一般課程）
+ 視覚障害者の介護等の業務3年



同行援護従業者
養成研修（応用
課程）

国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者

国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者

(参考) 現行の訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の主な要件

(○:所定単位 △:減算)

		居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
		従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③廃止前の居宅介護従業者養成研修(旧1級ヘルパー)		○	○	○	○	○ (実務1年)	○ (+⑩)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
④居宅介護職員初任者研修課程修了者(旧2級ヘルパー) ⑤介護職員初任者研修課程修了者		○	×	○	○ (実務3年)	○ (実務1年)	○ (実務3年) (+⑩)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
⑥障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧3級ヘルパー)		○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務1年) (減算)	×	×	×
⑦重度訪問介護従業者養成研修課程修了者		○ (※1)	×	○	△ (※4)	×	×	×	×
⑧生活援助従事者研修課程修了者		○ (※2)	×	×	×	×	×	×	×
同行援護従業者 養成研修	⑨一般課程修了者	×	×	×	×	○	×	×	×
	⑩応用課程修了者	×	×	×	×	○	○ (+①～⑤のいずれか)	×	×
⑪盲ろう者向け通訳・介助員養成研修課程修了者		×	×	×	×	○ (※5)	×	×	×
⑫行動援護従業者養成研修課程修了者		×	×	○	△ (※4)	×	×	○ (実務1年)	○ (実務3年)
⑬居宅介護等事業従事経験者		○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務1年) (減算)	×	○ (実務2年) (※5)	×
⑭視覚障害者外出介護研修修了者等		○ (減算) (※3)	×	×	×	○ (実務1年)	×	×	×

※1 報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単位が適用される。

※2 報酬算定は、家事援助及び通院等介助(身体介護を伴わない)に限る。

※3 報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。

※4 やむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。

※5 令和9年3月末までの経過措置として認められる従業者要件。

※6 この他、重度障害者等包括支援は、従業者要件はなく、サービス提供責任者の要件として「相談支援専門員＋重度障害者等包括支援対象者の支援の実務経験3年」を課している。